

裁判例から考える薬剤師の疑義照会の意義－6－調剤に関わる薬剤師の水準－
○秋本 義雄¹, 海老澤 哲², 喜来 望³, 鈴木 順子³, 鈴木 政雄⁴, 福島 紀子⁵,
宮本 法子⁶(¹東邦大薬,²医学アカデミー,³北里大薬,⁴いわき明星大薬,⁵慶應大
薬,⁶東薬大薬)

【はじめに】医療において要求される注意義務の基準は、診療当時のいわゆる臨床医学の実践における医療水準であり、医療機関に要求される医療水準は、当該医療機関の性格、所在地域の医療環境の特性等の諸般の事情を考慮すべきであるとされている。この水準に関する考え方を調剤に関わる薬剤師の水準として、そのまま適応されるかどうかについて、医療過誤裁判を基に検討する。

【事件の概要】総合病院Aで喘息治療のため内科医師の往診も受けていた妊婦Bが、切迫早産の恐れがあるとして同病院に入院した。Bが発熱したため産婦人科医Cがインドメタシンを投与したところ、喘息発作を起こして胎児共死亡した。

【裁判所の指摘】総合病院に求められる医療は単一の疾病の治療だけではなく、併発している疾病等の治療を含むものである。

産婦人科医Cに求められる医療の水準は、勤務していた総合病院の産婦人科医としての医療水準であり、喘息治療を行っていた内科医と相談して投与の決断をするなどの配慮に欠けていた。として、原告の主張を認め、病院に約7500万円の損害賠償を命じた。(判例時報1693号110頁)

【得られた教訓】医師の水準は所属する機関に期待される水準に達していることが要求される。

【薬剤師への当てはめ】調剤に関わる薬剤師は勤務のする施設にかかわらず、処方せんに疑義のあるときには例外なく処方医に照会する義務を負っている。その疑義の有無を判断する基となる薬剤の情報を収集する手段に差はないと考えられることから、薬剤師の疑義照会の判断に求められる注意義務の水準は、勤務する施設による差は存在せず、個々の薬剤師に委ねられていると考えられる。